

医療法第25条に基づく立入検査結果(平成21年度)

○精神科病院の医師数の適合率(地域別の適合率)

①ブロック別

地域	全国	東日本	西日本
適	21年度 93.4	92.4	94.6
合	20年度 93.2	91.4	95.4
率	増減数 0.2	1.0	▲0.8

②地域別

地域	全国	北海道 東北	関東	北陸 甲信越	東海	近畿	中国	四国	九州
適	21年度 93.4	85.6	97.1	92.2	95.3	97.6	93.6	92.9	93.9
合	20年度 93.2	82.0	96.3	94.1	95.3	95.2	97.9	94.3	94.9
率	増減数 0.2	3.6	0.8	▲1.9	0	2.4	▲4.3	▲1.4	▲1.0

○精神科病院の看護師等数の適合率(地域別の適合率)

①ブロック別

地域	全国	東日本	西日本
適	21年度 98.2	97.6	99.0
合	20年度 96.9	95.5	98.6
率	増減数 1.3	2.1	0.4

②地域別

地域	全国	北海道 東北	関東	北陸 甲信越	東海	近畿	中国	四国	九州
適	21年度 98.2	98.6	96.7	96.1	99.1	98.4	97.9	100	99.3
合	20年度 96.9	95.1	95.5	95.1	96.2	95.2	98.9	100	99.7
率	増減数 1.3	3.5	1.2	1.0	2.9	3.2	▲1.0	0.0	▲0.4

平成23年2月21日 厚生労働省医政局指導課より作成

29

医療法第25条に基づく立入検査結果(平成21年度)

医師数・看護師等数の病床規模別充足率別病院数

(1)精神科病院全体

区分	99床 以下	100～ 199床	200～ 299床	300～ 399床	400～ 499床	500床 以上	計
医師数・看護師等数の双方が100%以上	38	393	346	165	83	63	1,088
医師数100%以上看護師等数100%未満	3	21	23	11	3	0	61
医師数100%未満看護師等数100%以上	6	27	20	13	7	1	74
医師数・看護師等数双方100%未満	3	2	2	0	0	0	7
計	50	443	391	189	93	64	1,230

(2)精神科病院全体の構成比

区分	99床 以下	100～ 199床	200～ 299床	300～ 399床	400～ 499床	500床 以上	計
医師数・看護師等数の双方が100%以上	76.0	88.7	88.5	87.3	89.2	98.4	88.5
医師数100%以上看護師等数100%未満	6.0	4.7	5.9	5.8	3.2	0	5.0
医師数100%未満看護師等数100%以上	12.0	6.1	5.1	6.9	7.5	1.6	6.0
医師数・看護師等数双方100%未満	6.0	0.5	0.5	0	0	0	0.6
計	100	100	100	100	100	100	100

平成23年2月21日 厚生労働省医政局指導課より作成

30

障害者総合福祉法の骨格に関する総合福祉部会の提言（抜粋）

（平成23年8月30日）

【表題】精神障害者に対する精神医療の質の向上

【結論】

- 精神障害者の入院ニーズを精査し、国並びに都道府県は精神科病床の削減計画を立て、入院に代わる地域医療の体制を構築することが必要である。
- 医師や看護師等の精神医療に充てる人員の標準並びに診療報酬を一般医療より少なく設定している現行の基準を改め、適正な病床数と必要な人員を配置し、精神医療の質を向上するための根拠となる規定を設ける必要がある。

【説明】

推定で7万人と言われている、いわゆる「社会的入院」を解消するためには、入院に代わる地域医療の体制の構築は不可欠であり、これは地域移行、資源整備の項における計画とも密接に関連する。

精神医療の提供に当たっては、一般医療と同様、インフォームドコンセントを得るという原則を徹底するとともに、身体拘束や閉鎖空間での処遇等の行動制限を極小化すべきであり、そのためにも、地域医療の体制の構築と精神医療の質を向上するための根拠となる規定を設けることが必要である。